

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年9月10日(2009.9.10)

【公表番号】特表2009-502805(P2009-502805A)

【公表日】平成21年1月29日(2009.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-004

【出願番号】特願2008-522975(P2008-522975)

【国際特許分類】

A 6 1 K 36/18 (2006.01)

A 6 1 K 31/047 (2006.01)

A 6 1 P 17/06 (2006.01)

A 6 1 P 17/00 (2006.01)

A 6 1 P 37/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 35/78 C

A 6 1 K 31/047

A 6 1 P 17/06

A 6 1 P 17/00

A 6 1 P 37/08

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月21日(2009.7.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

免疫抑制剤又はグルココルチコイドで難治性であることがわかった皮膚の炎症状態に罹患した患者の治療用の薬剤の製造のための、オリーブの植物水から得られる組成物の使用であって、少なくとも1から2ヶ月の間毎日前記患者に経口投与する場合、前記薬剤が、前治療のベースライン値からの前記皮膚の炎症状態に関係する症状における75%以上の削減を引き起こすために効果的である前記使用。

【請求項2】

組成物が、(i)オリーブから植物水を製造する工程、(ii)植物水に酸を添加し、これにより酸性化した植物水を製造する工程、及び(iii)植物水に最初に存在するオレウロペインの少なくとも約50%がヒドロキシチロゾールに転換されるまでの間、酸性化した植物水をインキュベートする工程により製造されたヒドロキシチロゾールの豊富な組成物である、請求項1に記載する使用。

【請求項3】

組成物が、(i)オリーブから植物水を製造する工程、(ii)植物水に酸を添加し、これにより酸性化した植物水を製造する工程、及び(iii)ヒドロキシチロゾールとオレウロペインの質量比率が約1:1から約200:1になるまでの間インキュベートする工程により製造された、ヒドロキシチロゾールの豊富な組成物である、請求項1に記載の使用。

【請求項4】

前記質量比率が約5:1から約50:1である、請求項3に記載の使用。

【請求項5】

前記薬剤が、錠剤、カプセル又はピルの形態である、請求項1から4のいずれか1項に

記載の使用。

【請求項 6】

前記薬剤が、液体の形態である、請求項1から4のいずれか1項に記載の使用。

【請求項 7】

皮膚の炎症状態が、難治性の乾癬である、請求項1から4のいずれか1項に記載の使用。

【請求項 8】

皮膚の炎症状態が、難治性の湿疹である、請求項1から4のいずれか1項に記載の使用。

【請求項 9】

皮膚の炎症状態が、難治性のアレルギー性皮膚炎である、請求項1から4のいずれか1項に記載の使用。

【請求項 10】

皮膚の炎症状態が、難治性の光過敏症の皮膚炎である、請求項1から4のいずれか1項に記載の使用。

【請求項 11】

皮膚の炎症状態が、難治性のじんましん様苔癬である、請求項1から4のいずれか1項に記載の使用。

【請求項 12】

薬剤が、毎日、合計約5.4から10.8mgのポリフェノール類を供給するために効果的な投与量で投与される、請求項1から4のいずれか1項に記載の使用。

【請求項 13】

薬剤が、毎日、約2.5から5mgのヒドロキシチロゾールを供給するために効果的である投与量で投与される、請求項1から4のいずれか1項に記載の使用。

【請求項 14】

前記免疫抑制剤が、タクロリムス又はヒドロキシウレアである、請求項1から4のいずれか1項に記載の使用。

【請求項 15】

免疫抑制剤又はグルココルチコイドで難治性であることがわかった皮膚の炎症状態に罹患した患者の治療用の薬剤の製造のための、精製したヒドロキシチロゾールの使用であって、少なくとも1から2ヶ月の間毎日前記患者に経口投与する場合、前記薬剤が、前治療のベースライン値からの前記皮膚の炎症状態に関係する症状における75%以上の削減を引き起こすために効果的である前記使用。

【請求項 16】

薬剤が、毎日、約2.5から5mgのヒドロキシチロゾールの投与量で投与される、請求項1に記載の使用。